

甲 府 市 公 報

第 1344 号

発行所 甲 府 市 役 所
 発行人 甲 府 市
 (毎月 5 日 発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日)
 印刷所 サンニチ印刷
 甲府市北口二丁目 6 番 10 号

目 次

[告 示]

予防接種実施公告	414
自転車駐車場内の自転車を撤去し保管した旨の告示	414
入札告示 (3 件)	415
開発行為に関する工事の完了公告 (2 件)	419
後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知書公示送達	420
後期高齢者医療保険料督促状公示送達	420
入札告示	420
固定資産税 (土地家屋) 督促状公示送達	422
介護保険料納入通知書公示送達	422
国民健康保険被保険者証無効告示	423
甲府市告示第 268 号の告示を中止する告示	423
国民健康保険料納入通知書公示送達	423
開発行為に関する工事の完了公告	423
介護保険被保険者証無効告示	424
入札告示 (6 件)	424
開発行為に関する工事の完了公告	434
平成23年 9 月甲府市議会定例会招集告示	434
開発行為に関する工事の完了公告	434

市道路線の認定告示	434
道路区域の決定告示	435
道路の供用開始告示	435
道路区域の変更告示	435
開発行為に関する工事の完了公告 (2 件)	436
指定地域密着型サービス事業者の指定公示 (2 件)	436
開発行為に関する工事の完了公告 (2 件)	437

[選挙管理委員会]

選挙人名簿に登録した者の縦覧告示	438
在外選挙人名簿に登録した者の縦覧告示	438

[農 業 委 員 会]

甲府市農業委員会 8 月定例総会招集公告	438
----------------------	-----

[上 下 水 道 局]

入札告示 (4 件)	439
公共下水道の供用開始公告	446
入札告示 (2 件)	446

[甲府市災害対策本部]

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程	449
-------------------------	-----

[甲府市地震災害警戒本部]

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程	456
---------------------------	-----

[任 免 辞 令]

市長事務部局	462
--------	-----

告示

甲府市告示第264号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年厚生省第197号）第5条の規定により公告する。

平成23年8月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 実施内容（平成23年8月分）

種 類	対 象 者		場 所
B C G	生後6月未満		指定 医療機関 (別掲)
ジフテリア 百日咳 破傷風 (DPT)	第1期初回	生後3月から90月未満の者	
	第1期追加		
ジフテリア 破傷風 (DTトキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者	
麻しん風しん混合 (MR)	第1期	生後12月から24月未満の者	
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、 小学校就学前の1年間にある者	
	第3期	平成10年4月2日から平成11年4月1日の間に生まれた者 (中学1年生相当)	
	第4期 ^{※1}	平成5年4月2日から平成7年4月1日の間に生まれた者 (高校2年生、高校3年生相当)	
麻しん単独 風しん単独	第1期初回	生後6月から90月未満の者	
	第1期追加	生後6月から90月未満の者	
	第2期	9歳以上13歳未満の者	
	特例 ^{※2}	平成7年6月1日から平成19年4月1日の間に生まれた者	
日本脳炎	第1期初回	生後6月から90月未満の者	
	第1期追加	生後6月から90月未満の者	
	第2期	9歳以上13歳未満の者	
	特例 ^{※2}	平成7年6月1日から平成19年4月1日の間に生まれた者	

※1 ただし、平成6年4月2日から平成7年4月1日の間に生まれた者（高校2年生相当）については、修学旅行や学校行事としての研修旅行で海外に行くなど、特段の事情がない場合は、高校3年生相当になる年度に接種するものとする。

※2 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

- 2 予防接種を受けることが適当でない人
 - (1) 明らかに発熱のある人
 - (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
 - (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことのある人
 - (4) その他医師が不適当な状態と判断した場合

(別紙省略)

甲府市告示第265号

甲府市自転車駐車場条例（平成19年9月条例第28号）第13条第1項の規定により、自転車駐車場内の自転車を撤去し、保管したので、同条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成19年9月規則第42号）第5条の規定により次のとおり告示する。

平成23年8月2日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
 - 甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場
 - 甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
 - 甲府市酒折駅南口自転車駐車場
 - 甲府市酒折駅北口自転車駐車場
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
平成23年7月26日（火）
- 4 返還の申出場所
市民生活部市民協働室消費生活センター
交通安全係 TEL055-237-5303
- 5 保管場所
 - 甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場
 - 甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
 - 甲府市酒折駅北口自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの・自転車の鍵

(別紙省略)

甲府市告示第266号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年8月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 合併（土木）16号
- (2) 工事名 ①道路改良工事（市道金塚西（1）線）（第一工区）
②下水構造物調整補修工事（その8）
③（街路-6）配水管布設替工事
- (3) 工事場所 甲府市千塚三・五丁目地内
- (4) 工期 平成24年3月13日まで
- (5) 工事概要 ①施工延長 L=367.75m、施工幅員 W=12.00m、自由勾配側溝工 一式、L型側溝工 一式、集水樹工 一式、カルバート工 一式、街渠樹工 一式、舗装工 一式、付帯工 一式
②小口径汚水樹取付管移設工 5箇所、汚水樹取付管移設工 1箇所、小口径汚水樹取付管取替工 1箇所、樹取付管撤去工 5箇所、小口径汚水樹上部調整・取替工 1箇所、人孔鉄蓋調整・取替工 18箇所、付帯工 一式
③DIP. NS（φ150）L=27.0m、DIP. NS（φ100）L=561.5m、RRVP（φ100）L=4.0m、RRVP（φ75）L=5.0m、仕切弁. NS（φ100）20基、消火栓（φ75）2基、臨給工 一式
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 予定価格 79,328,550円
（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提示できる者で、甲府市にお

ける入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。

- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年8月5日（金）～平成23年8月19日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書の受付期間及び場所
ア 期間 平成23年8月5日（金）～平成23年8月19日（金）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年9月5日(月) 午前9時10分
(2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
(3) 請負契約書作成の可否：要
(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)

は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第267号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年8月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (建築) 119号
(2) 工事名 山城小学校放課後児童クラブ新築工事
(3) 工事場所 甲府市上今井町474番地
(4) 工期 平成24年1月6日まで
(5) 工事概要 山城小学校放課後児童クラブ新築工事 一式
・新築建物
軽量鉄骨造(プレハブ)2階建 延面積 239.76㎡程度
・解体建物
軽量鉄骨造(プレハブ)平屋建 90.72㎡程度
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
(6) 予定価格 22,570,800円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「建築一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査

結果通知書」という。)を提示できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「建築一式」の総合評定値(P)が720点以上であるもの1者。

(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

(3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事((2)に掲げる工事等)への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること)がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年8月5日(金)～平成23年8月19日(金)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年8月5日(金)～平成23年8月19日(金)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成23年9月5日(月) 午前9時25分

(2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室

甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第268号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年8月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (管) 117号
- (2) 工事名 北新小学校プール増改築（機械設備）工事
- (3) 工事場所 甲府市北新一丁目3番
- (4) 工期 平成24年1月27日まで
- (5) 工事概要 屋外給水設備工事、屋内給水設備工事、屋外排水設備工事、屋内排水設備工事、衛生器具設備工事、ろ過設備工事
- (6) 予定価格 12,852,000円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「管」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「管」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者

1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年8月5日（金）～平成23年8月19日（金）
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書の受付期間及び場所
ア 期 間 平成23年8月5日（金）～平成23年8月19日（金）
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年9月5日（月） 午前9時30分
- (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であるとき、又は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第269号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年8月5日

甲府市長 宮島雅展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上今井町字宮北2516番9、2516番10、2529番1、2529番3から2529番5まで、2536番1、2536番4から2536番15まで、2549番1から2549番10まで、2553番2から2553番4まで

以上32筆及び水・道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路・公園・ゴミ置場・下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢四丁目2番1号
西甲府住宅株式会社
代表取締役 戸田克己

（別添図省略）

甲府市告示第270号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年8月5日

甲府市長 宮島雅展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市下小河原町字土尻36番1、36番8から36番14まで
以上8筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路
---------	----

位置及び区域 別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市住吉四丁目3番34号
株式会社青山
代表取締役 青山 秀人

(別添図省略)

甲府市告示第271号

次の後期高齢者医療保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成23年8月8日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 後期高齢者医療保険料 過誤納金還付通知書
- 2 発送日 平成23年3月3日
- 3 還付場所 甲府市会計室
- 4 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 5 保管場所 甲府市税務部収納管理室収納課

(別紙省略)

甲府市告示第272号

次の後期高齢者医療保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成23年8月8日

甲府市長 宮島雅展

1 書類名・発送日

書類名	発送日
平成22年度後期高齢者医療保険料 8期督促状	平成23年 3月28日

- 2 納付場所 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市福祉部高齢者・障害者支援室高齢者福祉課
各総合行政窓口センター
- 4 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 5 保管場所 甲府市税務部収納管理室収納課

(別紙省略)

甲府市告示第273号

次の物件の一般競争入札を執行する。

平成23年8月11日

甲府市長 宮島雅展

1 入札に付する売却物件概要等

物件1

- (1) 地 番 甲府市国母四丁目997番2
- (2) 登記地目 宅地
- (3) 登記簿地積 639.15㎡

物件2

- (1) 地 番 甲府市大里町2897番4
- (2) 登記地目 宅地
- (3) 登記簿地積 227.17㎡

物件3

- (1) 地 番 甲府市山宮町5001番27
- (2) 登記地目 宅地
- (3) 登記簿地積 184.62㎡

物件4

- (1) 地 番 甲府市山宮町5002番20
- (2) 登記地目 宅地
- (3) 登記簿地積 190.29㎡

物件5

- (1) 地 番 甲府市山宮町5002番5
- (2) 登記地目 宅地

(3) 登記簿地積 200.04㎡

物件6

(1) 地番 甲府市山宮町5002番12

(2) 登記地目 宅地

(3) 登記簿地積 217.83㎡

物件7

(1) 地番 甲府市山宮町5007番2

(2) 登記地目 宅地

(3) 登記簿地積 249.81㎡

物件8

(1) 地番 甲府市山宮町5009番6

(2) 登記地目 宅地

(3) 登記簿地積 212.85㎡

物件9

(1) 地番 甲府市山宮町5017番2

(2) 登記地目 宅地

(3) 登記簿地積 269.61㎡

物件10

(1) 地番 甲府市山宮町5016番2

(2) 登記地目 宅地

(3) 登記簿地積 204.62㎡

2 入札参加申込等の受付期間、受付場所及び受付方法

(1) 受付期間 平成23年8月22日(月)から平成23年9月2日(金)までの午前9時から午後5時までの間。(この期間の土、日を除く。)

(2) 受付場所 甲府市総務部契約管財室管財課
甲府市相生二丁目17番1号
電話 055-237-5197

(3) 受付方法 持参又は郵送(簡易書留)による受付とする。
電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。
なお、郵送による場合は、平成23年9月2日(金)当日消印有効とする。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成23年9月8日(木)・9日(金) 午前9時30分より
別表1のとおり物件ごとに順次実施する。

(2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎 1号館2階 会議室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

4 入札に参加できる者の資格及び条件

次に該当する者を除く法人又は個人であること。

(1) 売却対象地に関する業務に従事する本市職員

(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
(3) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 甲府市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 甲府市の実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が甲府市との契約を締結すること又は契約者が甲府市との契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなく甲府市との契約を履行しなかった者

オ この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者

(4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者又は役員が暴力団員である法人。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申立がなされている者(更生手続き開始又は民事再生手続き開始の決定を受けた者を除く)

5 入札を無効とする場合に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札保証金を納めない場合や金額が不足している入札

(2) 1人で2通以上の入札をした場合はその全部の入札

(3) 1物件につき、1人で他人の代理も兼ねて参加した者の入札又は2人以上の人から委任を受けた者の入札

(4) 入札書に書かれた金額、氏名(法人にあっては商号名称及び代表者名)の確認しがたいもの、鉛筆書きのもの、押印のないもの、その他重要な事項が誤脱等により意思表示が不明瞭なため識別しがたいもの

(5) 入札書に書いた金額を訂正した入札

(6) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと関係職員が認める場合における全部の入札

(7) 入札時において、4の「入札に参加できる者の資格及び条件」を満たさなくなった者の入札

(8) 入札参加申込みをしない者の入札

(9) 代理人として代理権の確認を受けていない者の入札

(10) 入札にあたり他人を脅迫し、その他不正行為のあった者の入札

(11) 再度入札にあたり、直前の最高価格以下の入札

(12) 入札に関し、市の担当職員の指示に従わなかった者の入札

(13) 郵送による入札

- (14) 前各号にあげるもののほか「入札案内書」及び「入札心得書」に規定する入札に関する条項に違反した者の入札
- 6 契約書作成の要否及び代金支払方法
契約書の作成を要し、代金は一括現金納入とする。
- 7 現地説明会開催
入札参加申込受付期間中、希望者に対して実施する。
- 8 特記事項
 - (1) 現状有姿による契約
現状有姿の状態で売り渡すものとする。
- 9 入札保証金、契約保証金及び違約金に関する事項
 - (1) 入札保証金の納付等
 - ア 入札保証金は、各自入札価格の100分の5以上に相当する金額を、一括で甲府市の指定する口座に振り込むものとする。
 - イ 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により返還する。
 - ウ 入札保証金には、利息を付さない。
 - (2) 契約保証金の納付等
 - ア 契約保証金は、売買価格の100分の10以上に相当する金額を、契約締結時に一括で甲府市の指定する口座に振り込むものとする。
 - イ 契約保証金には、利息を付さない。
 - (3) 違約金
 - ア 落札者が、落札日の翌日から7日以内に、売買契約を締結しないとき（落札後、入札申込みができない者であることが判明し、その入札が無効になったときなどを含む。）は、違約金として入札保証金は甲府市に帰属する。
 - イ 落札者が、契約締結日より30日以内に売買代金の差額の支払いを行わなかったときは、売買契約を解除のうえ、違約金として契約保証金は甲府市に帰属する。

(別紙省略)

甲府市告示第274号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成23年8月12日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 平成23年度固定資産税（土地家屋）第1期督促状
- 2 発送日 平成23年6月30日
- 3 納付場所 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
（株）ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
各総合行政窓口センター
- 4 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 5 保管場所 甲府市税務部収納管理室収納課

(別紙省略)

甲府市告示第275号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成23年8月15日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 甲府市介護保険料納入通知書
- 2 発送日 平成23年7月13日
- 3 項目 平成23年度介護保険料1期～9期分
- 4 納期限 平成23年8月1日 平成23年8月31日
平成23年9月30日 平成23年10月31日
平成23年11月30日 平成24年1月4日
平成24年1月31日 平成24年2月29日
平成24年4月2日
- 5 納付場所 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市福祉部高齢者・障害者支援室介護保険課
甲府市総合行政窓口センター
- 6 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 7 保管場所 甲府市福祉部高齢者・障害者支援室介護保険課

(別紙省略)

甲府市告示第276号

次の国民健康保険被保険者証は、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成23年8月15日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

(別紙省略)

甲府市告示第277号

平成23年8月5日付け甲府市告示第268号で告示した一般競争入札を中止するので、次のとおり告示する。

平成23年8月15日

甲府市長 宮島雅展

- 1 対象工事
(1) 入札番号 (管) 117号
(2) 工事名 北新小学校プール増改築（機械設備）工事
(3) 工事場所 甲府市北新一丁目3番
2 中止の理由
(建築) 110号 北新小学校プール増改築（建築主体・電気設備）工事の入札参加者がいないため
3 問い合わせ先
甲府市総務部契約管財室契約課
〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

甲府市告示第278号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和

33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成23年8月17日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 甲府市国民健康保険料納入通知書
2 発送日 平成23年7月1日
3 項目 平成23年度国民健康保険料1期～9期分
4 納期限 平成23年8月1日
(納期限を平成23年8月31日に再指定)
平成23年8月31日 平成23年9月30日
平成23年10月31日 平成23年11月30日
平成24年1月4日 平成24年1月31日
平成24年2月29日 平成24年4月2日
5 納付場所 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
(株)ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市市民生活部市民生活総室国保健康保険課
総合行政窓口センター
6 納付義務者 別紙のとおり(252件)

(別紙省略)

甲府市告示第279号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年8月17日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市古府中町字日影 3110番1、3121番1、3122番1、
3122番3

以上4筆

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市古府中町1421番地4
平井正樹

(別紙省略)

甲府市告示第280号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則(平成12年3月規則第21号)第12条の規定により告示する。

平成23年8月23日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

(別紙省略)

甲府市告示第281号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札(総合評価落札方式)を執行する。

平成23年8月24日

甲府市長 宮島雅展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 合併(土木)18号
- (2) 工事名 ①道路改良工事(市道増坪1号線)第2工区
②(街路-9)配水管布設工事
- (3) 工事場所 甲府市増坪町地内
- (4) 工期 平成24年3月13日まで
- (5) 工事概要 ①施工延長 L=170.00m、施工幅員 W=16.00m、カルバート工 一式、L型水路工 一式、自由勾配側溝工 一式、接続樹工 一式、L型側溝工 一式、街渠樹工 一式、地覆工 一式、付帯工 一式
②DIP.NS(φ100)L=319.0m、仕切弁.NS(φ100)2基、
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けら

れた工事である。

- (6) 予定価格 66,361,050円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 対象工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した技術等審査確認資料(以下「資料」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(特別簡易型)の工事である。
- 2 競争入札参加資格
甲府市における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事に係る入札参加資格の確認を受けた者。
 - (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者。
 - (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
 - (3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。)がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。
なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。
 - (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
 - (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争

入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、「(2)総合評価の方法」によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。(入札を辞退した者については、技術評価を行わない。)

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)に対して下回らないこと。

ウ 入札価格が調査基準価格を下回った者は、次の要件を満たしていること。

(1) 評価点数の合計が、参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。

(2) 入札価格が調査基準価格の80%を下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

ア 技術評価の「標準点」を100点とする。また、「加算点」の満点は、10点とする。

イ 「加算点」の算出方法は、入札参加者のうち次の①、②の評価項目について「(3)評価の基準」に基づき評価を行った結果、「評価点数」の合計値の最高の者に工事ごとに定めた満点を与え、他の者は、それぞれの「評価点数」の合計値に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

加算点 = (個々の「評価点数」の合計値 / 「評価点数」の合計値の最高点数) × 工事ごとに定めた満点

※加算点、評価値は少数第3位まで表示

①企業の技術力

②企業の信頼性・社会性

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合的な評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

評価値 = { (標準点 + 加算点) / 入札価格 } × 100,000,000

(3) 評価の基準

評価の基準の詳細は総合評価入札技術等審査確認資料作成要領を参照。

4 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年8月24日(水)～平成23年9月2日(金)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年8月24日(水)～平成23年9月2日(金)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

5 入札手続等

(1) ア 入札日時 平成23年9月20日(火) 午前9時30分

イ 入札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室

甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

(2) ア 開札日時 平成23年9月30日(金) 午前10時

イ 開札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室

甲府市相生二丁目17番1号

ただし、開札場所等については変更する場合がある。

(3) ア 落札者決定日 平成23年10月3日(月)

ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 価格以外の評価結果の公表

価格以外の評価点を算定後、平成23年9月26日(月)に、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)で公表する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第282号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年8月24日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 合併（土木）19号
- (2) 工事名 ①道路改良工事（市道増坪1号線）第1工区
②（街路-19）配水管布設工事
- (3) 工事場所 甲府市増坪町地内
- (4) 工期 平成24年3月13日まで
- (5) 工事概要 ①施工延長 L=121.32m、施工幅員 W=16.00m、カルバート工 一式、L型水路工 一式、自由勾配側溝工 一式、集水柵工 一式、接続柵工 一式、L型側溝工 一式、街渠柵工 一式、地覆工 一式、付帯工 一式
②DIP.NS（φ100）L=231.5m、仕切弁（φ100）6基、
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けら

れた工事である。

- (6) 予定価格 45,813,600円
（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提示できる者で、甲府市における入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年8月24日（水）～平成23年9月2日（金）

②小口径汚水樹取付管取替工 1 1 箇所、汚水樹取付管取替工 (φ350) 1 箇所、汚水樹取付管取替工 (φ500) 1 箇所、樹上部調整取替工 (φ350) 1 箇所、雨水取付管取替工 6 箇所、樹取付管撤去工 7 箇所、人孔鉄蓋調整取替工 1 箇所、付帯工 一式

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号) に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(6) 予定価格 25,347,000円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書 (以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。) を提示できる者で、甲府市における入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事 ((2) に掲げる工事等) への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係 (入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。) がある者1名を対象工事に専任 (ただし、工事請負額に応じ適用除外あり。) で配置できる者であること。
なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。
- (4) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年

を経過していること。

- (8) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者 (更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。) でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年8月24日 (水) ~平成23年9月2日 (金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時~午後5時
 - (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
 - (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ (事業者向け情報/入札情報) から情報を入手する場合は、この限りでない。
 - (4) 申請書の受付期間及び場所
ア 期間 平成23年8月24日 (水) ~平成23年9月2日 (金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時~午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- ## 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成23年9月20日 (火) 午前9時5分
 - (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。) をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則 (昭和50年12月規則第66号) 第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者

を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第284号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年8月24日

甲府市長 宮島雅展

1 入札対象工事

(1) 入札番号 (建築) 126号

(2) 工事名 北新小学校校舎改築事業に伴う外構（フェンス・擁壁他）工事

(3) 工事場所 甲府市北新一丁目5番1号他

(4) 工期 平成24年1月13日まで

(5) 工事概要 北新小学校校舎改築事業に伴う外構（フェンス・擁壁他）工事

一式

・擁壁及びフェンス設置 L=302m

・既存境界擁壁等撤去

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(6) 予定価格 29,041,950円

（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「建築一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

(1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提示できる者で、甲府市における入札参加資格「建築一式」の等級が「B」であるもの1者又は「C」であるもの1者。

(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

(3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立

なされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年8月24日（水）～平成23年9月2日（金）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年8月24日（水）～平成23年9月2日（金）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成23年9月20日（火） 午前9時15分

(2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室

甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結する

ことが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第285号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札（総合評価落札方式）を執行する。

平成23年8月24日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

(1) 入札番号 (とび) 127号

(2) 工事名 (仮称) 富士川悠遊館建設事業に伴う解体工事

(3) 工事場所 甲府市中央三丁目3番1号

(4) 工期 平成24年1月31日まで

(5) 工事概要 教室棟解体

構造：鉄筋コンクリート造3階建

延べ面積：2,734㎡

屋内運動場解体

構造：鉄骨造平屋建
建築面積：685㎡

給食室解体

構造：鉄骨造平屋建
建築面積：156㎡

プール付属屋及びプール解体

構造：コンクリートブロック造及び鉄筋コンクリート造
その他外構等解体 一式

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(6) 予定価格 99,997,800円

(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(7) 対象工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した技術等審査確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）の工事である。

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「とび」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

(1) 次の2者を構成員とする自主結成による特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）であること。

ア 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提示できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「とび」の総合評定値（P）が800点以上であるもの1者と700点以上であるもの1者。

イ 企業体の各構成員は、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以後に、経営事項審査を受けている者で、これに係る直近の経営事項審査結果通知書を提出できる者であること。

ウ 企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大とする。また、構成員の出資比率の最小限度は、30%とする。

(2) 企業体の代表構成員が元請として、平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

(3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常

的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。（工事の施工にあたっては、企業体の各構成員が各々技術者を配置すること。なお、代表構成員は、監理技術者を配置すること。）

代表構成員における配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

(4) 企業体の構成員が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 企業体の構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(6) 企業体の構成員が、この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(7) 企業体の構成員が、入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(9) 企業体の構成員が、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、「(2)総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。（入札を辞退した者については、技術評価を行わない。）

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

ウ 入札価格が調査基準価格を下回った者は、次の要件を満たしていること。

(1) 評価点数の合計が、参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。

(2) 入札価格が調査基準価格の80%を下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

ア 技術評価の「標準点」を100点とする。また、「加算点」の満点は、10点とする。

イ 「加算点」の算出方法は、入札参加者のうち次の①、②の評価項目について「(3)評価の基準」に基づき評価を行った結果、「評価点数」の合計値の最高の者に工事ごとに定めた満点を与え、他の者は、それぞれの「評価点数」の合計値に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

加算点 = (個々の「評価点数」の合計値 / 「評価点数」の合計値の最高点数) × 工事ごとに定めた満点

※加算点、評価値は少数第3位まで表示

①企業の技術力

②企業の信頼性・社会性

ウ 価格と価格以外の要素もたらす総合的な評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

評価値 = { (標準点 + 加算点) / 入札価格 } × 100,000,000

(3) 評価の基準

評価の基準の詳細は総合評価入札技術等審査確認資料作成要領を参照。

4 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年8月24日(水)～平成23年9月2日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年8月24日(水)～平成23年9月2日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

5 入札手続等

(1) ア 入札日時 平成23年9月20日(火) 午前9時35分

イ 入札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

(2) ア 開札日時 平成23年9月30日(金) 午前10時5分

イ 開札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室

甲府市相生二丁目17番1号

ただし、開札場所等については変更する場合がある。

(3) ア 落札者決定日 平成23年10月3日(月)

ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、落札者決定までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 価格以外の評価結果の公表

価格以外の評価点を算定後、平成23年9月26日(月)に、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)で公表する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第286号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の

1 件の一般競争入札を執行する。

平成 23 年 8 月 24 日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (電気) 121号
- (2) 工事名 道路照明灯改修工事
- (3) 工事場所 甲府市国玉町地内外
- (4) 工期 平成 24 年 3 月 13 日まで
- (5) 工事概要 道路照明灯改修 32箇所

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 23,824,500 円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「電気」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の 1 年 7 か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「電気」の等級が「A」であるもの 1 者又は「B」であるもの 1 者。
- (2) 元請として平成 12 年 4 月 1 日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）
- (3) 平成 12 年 4 月 1 日以降に監理技術者、主任技術者又は CORINS に登録されている担当技術者として、同種工事（(2) に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に 3 か月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者 1 名を対象工事に配置できる者であること。
なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であ

ってその役員が暴力団員でないこと。

- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から 2 年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成 23 年 8 月 24 日（水）～平成 23 年 9 月 2 日（金）
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前 9 時～午後 5 時
 - (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目 17 番 1 号
電話 055-237-5124
 - (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
 - (4) 申請書の受付期間及び場所
ア 期間 平成 23 年 8 月 24 日（水）～平成 23 年 9 月 2 日（金）
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前 9 時～午後 5 時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目 17 番 1 号
電話 055-237-5124
- #### 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成 23 年 9 月 20 日（火） 午前 9 時 20 分
 - (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎 1 号館 3 階 入札室
甲府市相生二丁目 17 番 1 号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5/100 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 100/105 に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽

の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他ののうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第287号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年8月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市白井町字上河原515番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上曾根町1886-1 パナビレッジエニアック 1202
和 久 田 亮

甲府市告示第288号

平成23年9月甲府市議会定例会を平成23年9月2日午後1時、甲府市相生二丁目2番17号甲府商工会議所多目的ホールに招集する。

平成23年8月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市告示第289号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年8月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市川田町字亀田158番7
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市川田町830番地1
佐野 徳太郎

甲府市告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のように認定する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成23年9月8日まで一般の縦覧に供する。

平成23年8月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

路線番号	路線名	起点 終点	重要な 経過地
1592	上町小瀬5号線	甲府市上町400番1地先 甲府市蛭沢川右岸堤防敷地先	なし
1593	増坪8号線	甲府市増坪町657番1地先 甲府市増坪町652番5地先	なし

甲府市告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成23年9月8日まで一般の縦覧に供する。

平成23年8月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1592
- 3 路線名 上町小瀬5号線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市上町400番1地先から 甲府市蛭沢川右岸堤防敷地先まで	7.00～ 11.20	450.2	

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1593
- 3 路線名 増坪8号線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市増坪町657番1地先から 甲府市増坪町652番5地先まで	6.00～ 10.00	105.0	

甲府市告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成23年9月8日まで一般の縦覧に供する。

平成23年8月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	甲府駅周辺土 地区画整理 23号線	甲府市丸の内一丁目12番 8地先から 甲府市丸の内二丁目142 番地先まで	233.0	平成23年 8月26日

甲府市告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成23年9月8日まで一般の縦覧に供する。

平成23年8月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 13
- 3 路線名 元城屋町（2）線
- 4 道路の区域

旧新 の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市北口二丁目169番1地先から 甲府市北口二丁目10番地先まで	4.00～ 5.50	176.0
新	甲府市北口二丁目169番1地先から 甲府市北口二丁目10番地先まで	4.80～ 6.80	176.0

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 15

3 路線名 水門日向線

4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市北口二丁目142番地先から 甲府市北口三丁目200番地先まで	7.00～ 12.00	248.0
新	甲府市北口二丁目142番地先から 甲府市北口三丁目200番地先まで	12.00～ 22.00	248.0

1 道路の種類 市道

2 路線番号 92

3 路線名 元城屋本通り線

4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市北口三丁目28番1地先から 甲府市北口三丁目19番1地先まで	5.20～ 5.50	90.0
新	甲府市北口三丁目28番1地先から 甲府市北口三丁目19番1地先まで	6.80～ 12.90	90.0

甲府市告示第294号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年8月29日

甲府市長 宮島雅展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市富竹三丁目38番1、38番13から38番22まで
以上11筆

2 公共施設の種類の、位置

公共施設の種類の	道路、水路、下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市古上条町11番地1
有限会社明和ホーム

代表取締役 依田 由紀夫

(別添図省略)

甲府市告示第295号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年8月30日

甲府市長 宮島雅展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市横根町字平林1173番7、1173番15から1173番21まで
以上8筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市宇津谷1103番地
社会福祉法人 ひかりの里
理事長 山田一功

甲府市告示第296号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成23年8月31日

甲府市長 宮島雅展

1 介護保険事業所番号

1990100339

2 事業所の名称

ハートピア横根

3 事業所の所在地

甲府市横根町1173番地7

4 当該事業所の申請者

山梨県甲斐市宇津谷1103番地
社会福祉法人 ひかりの里
理事長 山田一功

5 サービスの種類

地域密着型特定施設入居者生活介護

6 指定年月日

平成23年9月1日

甲府市告示第297号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成23年8月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|--|
| 1 介護保険事業所番号 | 1990100321 |
| 2 事業所の名称 | 甲府ケアコールセンター |
| 3 事業所の所在地 | 甲府市住吉5丁目2番14号 |
| 4 当該事業所の申請者 | 山梨県南アルプス市藤田2253番地2
ハートサービス株式会社
代表取締役 塩澤 雅人 |
| 5 サービスの種類 | 夜間対応型訪問介護 |
| 6 指定年月日 | 平成23年9月1日 |

甲府市告示第298号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年8月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市和戸町字芝原612番2、612番3、615番4、620番1から620番4まで、621番1、621番2、622番1、622番2、625番4、625番5、字奈良原823番17
以上14筆及び水・道
- 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

株式会社トップワンファーマシー
代表取締役 三津原 博
上野原市上野原2060番地1
水越 昭仁

(別添図省略)

甲府市告示第299号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年8月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市宮原町字櫻林 203番3、204番4
以上2筆
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市国母八丁目13番20号
有限会社 窪田商店
代表取締役 窪田 正博

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第97号

平成23年9月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年8月17日

甲府市選挙管理委員会
委員長 山田 泰良

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 1 期 間 | 平成23年9月3日(土)から
平成23年9月7日(水)まで |
| 2 時 間 | 午前8時30分から午後5時まで |
| 3 場 所 | 甲府市幸町15番6号
甲府市選挙管理委員会事務局(南庁舎1号館4階) |

甲府市選挙管理委員会告示第98号

平成23年9月1日現在で新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記載されたことがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に登録されたことがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがないものである場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年8月17日

甲府市選挙管理委員会
委員長 山田 泰良

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 1 期 間 | 平成23年9月3日(土)から
平成23年9月7日(水)まで |
| 2 時 間 | 午前8時30分から午後5時まで |
| 3 場 所 | 甲府市幸町15番6号
甲府市選挙管理委員会事務局(南庁舎1号館4階) |

農業委員会

甲府市農業委員会告示第8号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会8月定例総会を、平成23年8月31日午後3時、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成23年8月26日

甲府市農業委員会会長 塩野 陽一

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 納税猶予に関する適格者証明願について
- 3 平成23年9月告示分農用地利用集積計画について

上下水道局

甲府市上下水道局告示第39号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札（総合評価落札方式）を執行する。

平成23年8月5日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 合併（土木）15号
- (2) 工事名 ①濁川東一処理分区下水道管布設工事（第2工区）
②（下甲-4）配水管布設替工事（濁川東一処理分区・第2工区）
- (3) 工事場所 甲府市和戸町地内
- (4) 工期 平成24年9月12日まで
- (5) 工事概要 ①リップ付硬質塩ビ管布設工（φ200）L=928.3m、硬質塩ビ管布設工（φ150）L=16.5m、人孔設置工（1号）16箇所、人孔設置工（小型）9箇所、点検口設置工 1箇所、公設樹設置工 103箇所、付帯工 一式
②DIP・NS（φ75）L=570.0m、RRVP（φ75）L=32.5m、仕切弁・NS（φ75）9基、臨給工 一式
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 予定価格 111,469,050円
（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (7) 対象工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した技術等審査確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）の工事である。

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理

者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以後に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市上下水道局における入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、「(2) 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。（入札を辞退した者については、技術評価を行わない。）

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正

な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

ウ 入札価格が調査基準価格を下回った者は、次の要件を満たしていること。

(1) 評価点数の合計が、参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。

(2) 入札価格が調査基準価格の80%を下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

ア 技術評価の「標準点」を100点とする。また、「加算点」の満点は、10点とする。

イ 「加算点」の算出方法は、入札参加者のうち次の①、②の評価項目について「(3) 評価の基準」に基づき評価を行った結果、「評価点数」の合計値の最高の者に工事ごとに定めた満点を与え、他の者は、それぞれの「評価点数」の合計値に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

加算点 = (個々の「評価点数」の合計値 / 「評価点数」の合計値の最高点数) × 工事ごとに定めた満点

※加算点、評価値は少数第3位まで表示

①企業の技術力

②企業の信頼性・社会性

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合的な評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

評価値 = { (標準点 + 加算点) / 入札価格 } × 100,000,000

(3) 評価の基準

評価の基準の詳細は総合評価入札技術等審査確認資料作成要領を参照。

4 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年8月5日(金)～平成23年8月19日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年8月5日(金)～平成23年8月19日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

5 入札手続等

(1) ア 入札日時 平成23年9月5日(月) 午前9時

イ 入札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

(2) ア 開札日時 平成23年9月14日(水) 午前10時

イ 開札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室
ただし、開札場所等については変更する場合がある。

(3) ア 落札者決定日 平成23年9月15日(木)

ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 価格以外の評価結果の公表

価格以外の評価点を算定後、平成23年9月8日(木)に、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)で公表する。

9 その他

(1) 入札保証金: 免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100): 納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否: 要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談

- 合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第40号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年8月5日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 合併（土木）17号
- (2) 工事名 ①濁川東一処理分区下水道管布設工事（第10工区）
②（下甲ー2）配水管布設替工事（濁川東一処理分区・第10工区）
- (3) 工事場所 甲府市上阿原町・和戸町地内
- (4) 工期 平成24年3月13日まで
- (5) 工事概要 ①リブ付塩ビ管布設工（φ200）L=475.3m、人孔設置工（1号）8箇所、人孔設置工（小型）4箇所、公設樹設置工 16箇所、付帯工 一式
②DIP. NS（φ100）L=274.5m、DIP. K（φ100）L=3.5m、RRVP（φ100）L=5.5m、仕切弁. NS（φ100）6基、臨給工 一式
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 予定価格 66,240,300円
（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年8月5日（金）～平成23年8月19日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期 間 平成23年8月5日(金)～平成23年8月19日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時

イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年9月5日(月) 午前9時15分
(2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第41号

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年8月5日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (土木)140012号
(2) 工事名 濁川東一・二処理分区下水道管布設工事(第11工区)
(3) 工事場所 甲府市上阿原町・向町地内
(4) 工期 平成24年3月13日まで
(5) 工事概要 塩ビ管布設工(φ200)L=150.1m、人孔設置工(1号)1箇所、人孔設置工(特1)1箇所、人孔設置工(小型)3箇所、人孔設置工(点検口)3箇所、公設樹設置工11箇所、付帯工一式、塩ビ管推進工(φ200)一式、鋼管推進工(鋼製さや管方式 φ350)一式、鋼製立坑構築工一式、極小立坑工一式

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 37,474,500円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年8月5日（金）～平成23年8月19日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

- ア 期間 平成23年8月5日（金）～平成23年8月19日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年9月5日（月） 午前9時20分
- (2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって

契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第42号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札（総合評価落札方式）を執行する。

平成23年8月5日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (舗装) 140009号
- (2) 工事名 路面復旧工事(特環・その6)
- (3) 工事場所 甲府市国玉町地内
- (4) 工期 平成24年2月16日まで
- (5) 工事概要 施工延長 L=670.0m、施工幅員 W=9.90~10.90m、表層工 A=6,910.0㎡、上層路盤工 A=6,830.0㎡、不陸整正 A=6,830.0㎡、区画線工 一式、付帯工 一式

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 67,977,000円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 対象工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した技術等審査確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）の工事である。
- 2 競争入札参加資格
甲府市上下水道局における建設工事「舗装」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。
 - (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「舗装」の総合評定値（P）が650点以上であるもの1者。
 - (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
 - (3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。
なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。
 - (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
 - (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者でないこと。
 - (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争

入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、「(2)総合評価の方法」によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。(入札を辞退した者については、技術評価を行わない。)

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)に対して下回らないこと。

ウ 入札価格が調査基準価格を下回った者は、次の要件を満たしていること。

(1) 評価点数の合計が、参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。

(2) 入札価格が調査基準価格の80%を下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

ア 技術評価の「標準点」を100点とする。また、「加算点」の満点は、10点とする。

イ 「加算点」の算出方法は、入札参加者のうち次の①、②の評価項目について「(3)評価の基準」に基づき評価を行った結果、「評価点数」の合計値の最高の者に工事ごとに定めた満点を与え、他の者は、それぞれの「評価点数」の合計値に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

加算点 = (個々の「評価点数」の合計値 / 「評価点数」の合計値の最高点数) × 工事ごとに定めた満点

※加算点、評価値は少数第3位まで表示

①企業の技術力

②企業の信頼性・社会性

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合的な評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

評価値 = { (標準点 + 加算点) / 入札価格 } × 100,000,000

(3) 評価の基準

評価の基準の詳細は総合評価入札技術等審査確認資料作成要領を参照。

4 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年8月5日(金)～平成23年8月19日(金)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年8月5日(金)～平成23年8月19日(金)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

5 入札手続等

(1) ア 入札日時 平成23年9月5日(月) 午前9時5分

イ 入札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室

甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

(2) ア 開札日時 平成23年9月14日(水) 午前10時5分

イ 開札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室

ただし、開札場所等については変更する場合がある。

(3) ア 落札者決定日 平成23年9月15日(木)

ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 価格以外の評価結果の公表

価格以外の評価点を算定後、平成23年9月8日(木)に、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)で公表する。

9 その他

(1) 入札保証金: 免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100): 納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって

契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第43号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法第9条の規定に基づき、次のとおり公告する。

その関係図面は、平成23年8月17日から2週間 当市上下水道局工務部工務総室管理計画課事務室に備え置いて縦覧に供する（土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）。

平成23年8月17日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
平成23年9月1日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
①山宮町の一部区域
②羽黒町の一部区域
- 3 供用を開始する排水施設の位置
甲府市上下水道局工務部工務総室管理計画課に備え置く図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式

甲府市上下水道局告示第44号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年8月24日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (土木) 110059号
- (2) 工事名 (舗先-1) 配水管布設替工事
- (3) 工事場所 甲府市丸の内一丁目地内（オリオンストリートの東）
- (4) 工期 平成24年1月20日まで
- (5) 工事概要 DIP. NS (φ100) L=47.0m、DIP. NS (φ75) L=4.0m、DIP. K (φ100) L=13.0m、SSP (φ50) L=18.0m、仕切弁. NS (φ100) 2基、仕切弁. NS (φ75) 1基、臨給工一式
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 予定価格 17,684,100円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込み

を行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。)がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年8月24日(水)～平成23年9月2日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成23年8月24日(水)～平成23年9月2日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年9月20日(火) 午前9時10分
- (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第45号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年8月24日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (消防施設) 130031号
- (2) 工事名 甲府市浄化センター管理本館消火設備改修工事
- (3) 工事場所 甲府市大津町1, 645番地 甲府市浄化センター
- (4) 工期 平成24年1月19日まで
- (5) 工事概要 ハロン貯蔵容器設備 一式、ハロン消火設備 一式
- (6) 予定価格 15,466,500円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「消防施設」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 消防設備士（甲種第3類）の資格及び平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であ

ってその役員が暴力団員でないこと。

- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立となされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年8月24日（水）～平成23年9月2日（金）
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報/入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成23年8月24日（水）～平成23年9月2日（金）
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年9月20日（火） 午前9時25分
- (2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽

の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
 なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市災害対策本部

甲府市災害対策本部規程1号

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年8月31日

甲府市災害対策本部長

甲府市長 宮島雅展

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市災害対策本部活動規程（昭和39年8月災害対策本部規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、会計管理者、監査委員事務局長」を削る。

別表第1を次のように改める。

名称			分掌事務	摘要
部(部長)	室等(室長等)	班(班長)		
危機管理 対策部 (危機管理 対策監)	危機管理 対策室 (危機管理 対策室長)	防災対策班 (防災対策課 長)	1 災害対策本部の設置、運営及び庶務に関すること。 2 本部員会議に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。 4 防災行政無線の運用統制に関すること。 5 災害状況及び救助活動の記録統計に関すること。 6 警戒区域の設定に関すること。 7 災害時の相互援助協定に関すること。 8 地域連絡所との連絡調整に関すること。	初動体制職員の分掌事務等は、本部長が別に定める。
		危機管理班 (危機管理課 長)	1 本部員への連絡招集に関すること。 2 職員の非常招集及び解散の決定に関すること。	
		担当課長班 (危機管理担 当課長)	3 自衛隊その他関係機関への応援判断及び初動依頼に関すること。 4 連絡室長会議に関すること。 5 防災対策班への応援に関すること。	

企画部 (企画部長) 地域政策調整監及び議会事務局長は、部長を補佐する。	企画総室 (企画総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 各部との連絡に関する事。		(人事管理室長)		2 部内各班への応援に関する事。		
		政策班 (政策課長)	各部の応急対策活動の調整及び推進に関する事。			研修厚生班 (研修厚生課長)	部内各班への応援に関する事。		
	企画財政室 (企画財政室長)	財政班 (財政課長)	1 本部活動費の経理に関する事。 2 その他災害の経理に関する事。			契約管財室 (契約管財室長)	契約班 (契約課長)		災害応急対策に要する資機材、生活必需品、医薬品及び燃料等の調達に関する事。
		行政改革推進班 (行政改革推進課長)	部内各班への応援に関する事。				管財班 (管財課長)		1 資機材等の緊急輸送に関する事。 2 庁用自動車の配車及び民間自動車の借り上げに関する事。 3 庁内自衛消防隊の活動に関する事。 4 庁舎設備の復旧に関する事。 5 市有財産の管理に関する事。
	地域政策室 (地域政策室長)	南北地域振興班 (南北地域振興課長)	部内各班への応援に関する事。			指導検査室 (指導検査室長)	情報推進班 (情報推進課長)		1 情報システム・ネットワークの稼働確認及び復旧対応に関する事。 2 部内各班への応援に関する事。
		中心市街地振興班 (中心市街地振興課長)					指導検査班 (指導検査担当課長)		部内各班への応援に関する事。
議会事務総室 (議会事務総室長)	議会総務班 (総務課長)	1 市議会議員との連絡に関する事。 2 部内各班への応援に関する事。	市長室 (市長室長)	秘書班 (秘書課長)	1 本部長等の被災地の視察に関する事。 2 国及び県関係者の応接に関する事。 3 市議会との連絡に関する事。 4 その他渉外に関する事。				
	議事調査班 (議事調査課長)			広報班 (広報課長)	1 同報無線による情報伝達に関する事。 2 災害応急対策の広報に関する事。 3 災害状況の記録撮影に関する事。 4 報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他連絡に関する事。				
総務部 (総務部長)	総務総室 (総務総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関する事。 4 自衛隊その他関係機関との連絡に関する事。 5 県、指定地方行政機関及び指定地方公共機関その他関係機関との連絡に関する事。 6 災害救助法に基づく被害状況の収集及び県知事への災害状況報告並びに県との連絡に関する事。	市民生活	市民生活	総務班	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。		
		法制班 (法制課長)	部内各班への応援に関する事。			担当課長班 (市民の声担当課長) (シティプロモーション担当課長)	秘書班への応援に関する事。		
	人事管理室	人事班 (人事課長)	1 職員のサービス及び出勤に関する事。						

部 (市民生活部長)	総室 (市民生活総室長)	(総務課長)	ること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関すること。
		市民班 (市民課長)	1 避難所及び避難地の設置、管理及び運営に関すること。 2 避難者及び被災者の収容に関すること。 3 炊き出しその他食料品等の配給に関すること。 4 避難状況の本部への報告に関すること。
		国民健康保険班 (国民健康保険課長)	市民班への応援に関すること。
	市民協働室 (市民協働室長)	消費生活センター班 (消費生活センター課長)	1 交通安全の確保及び指導に関すること。 2 交通関係機関との連携調整に関すること。
		市民対話班 (市民対話課長)	1 地域内の情報収集及び伝達に関すること。 2 各自主防災組織との連絡調整に関すること。 3 市民活動(災害救援)保険に関すること。 4 被災者の苦情及び陳情の受付に関すること。 5 災害ボランティアの支援に関すること。
		人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課長)	総務班への応援に関すること。
	中道支所 (中道支所長)	中道振興班 (振興課長)	1 支所内自衛消防隊の活動に関すること。 2 避難所及び避難地の設置、管理及び運営に関すること。 3 避難者及び被災者の収容に関すること。
		中道住民班 (住民課長)	4 炊き出しその他食料品等の配給に

			関すること。 5 避難状況の本部への報告に関すること。
	上九一色出張所班 (上九一色出張所長)	1 出張所内自衛消防隊の活動に関すること。 2 避難所及び避難地の設置、管理及び運営に関すること。 3 避難者及び被災者の収容に関すること。 4 炊き出しその他食料品等の配給に関すること。 5 避難状況の本部への報告に関すること。	
	選挙管理委員会事務局 (選挙管理委員会事務局長)	選挙管理委員会事務局班 (選挙管理委員会事務局長)	部内各班への応援に関すること。
	監査委員事務局 (監査委員事務局長)	監査委員事務局班 (監査委員事務局長)	
税務部 (税務部長)	税務総室 (税務総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。
		市民税班 (市民税課長)	1 被災者の実態調査及び被災状況の調査に関すること。 2 り災証明に関すること。 3 被災者名簿に関すること。
		資産税班 (資産税課長)	
	収納管理室 (収納管理室長)	収納班 (収納課長) 滞納整理班 (滞納整理課長)	1 被災者の実態調査及び被災状況の調査に関すること。 2 り災証明に関すること。 3 被災者名簿に関すること。
福祉部 (福祉部長)	福祉総室 (福祉総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関すること。

		<ol style="list-style-type: none"> 4 社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 5 社会事業団体及び奉仕団等の連絡に関すること。 6 災害救助費の経理に関すること。 7 救助金品の受付及び保管に関すること。 8 救助物資の配分計画に関すること。
	健康衛生班 (健康衛生課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症予防指導に関すること。 2 感染症の発生時等の消毒作業に関すること。 3 傷病者の収容及び応急手当に関すること。 4 災害による死体の処理に関すること。 5 公私医療機関との連絡に関すること。
	担当課長班 (医療福祉調整担当課長)	総務班への応援に関すること。
子ども家庭支援室 (子ども家庭支援室長)	生活福祉班 (生活福祉課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保護者の安否確認に関すること。 2 部内各班への応援に関すること。
	児童育成班 (児童育成課長)	部内各班への応援に関すること。
	児童保育班 (児童保育課長)	
高齢者・障害者支援室 (高齢者・障害者支援室長)	高齢者福祉班 (高齢者福祉課長)	災害時重点的要援護者等の安否確認に関すること。
	介護保険班 (介護保険課長)	
	障害福祉班 (障害福祉課長)	
会計室 (会計室長)	会計班 (会計室長)	部内各班への応援に関すること。

環境部 (環境部長) 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合事務局長は、部長を補佐する。	環境総室 (環境総室長)	総務班 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部内の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関すること。
		環境保全班 (環境保全課長)	部内各班への応援に関すること。
		担当課長班 (地球温暖化対策担当課長)	
	廃棄物対策室 (廃棄物対策室長)	収集班 (収集課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ゴミ、がれき等の収集及び運搬に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の収集及び運搬に関すること。 3 防疫のための消毒指導及び実施に関すること。
		処理班 (処理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮設トイレ等からのし尿の処理に関すること。 2 ゴミ、がれき等の処理に関すること。
		減量班 (減量課長)	部内各班への応援に関すること。
産業部 (産業部長) 市場改革調整監は、部長を補佐する。	産業総室 (産業総室長)	総務班 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被害状況のとりまとめに関すること。
		労政班 (労政課長)	観光班への応援に関すること。
	産業振興推進室 (産業振興推進室長)	商工振興班 (商工振興課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業関係の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 2 被害に伴う金融対策等の相談、指導に関すること。
		観光班 (観光課長)	観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。
	産業プロジェクト推進班 (産業プロジ	部内各班への応援に関すること。	

		エクト推進課長)	
	農林振興室 (農林振興室長)	農業振興班 (農業振興課長)	1 農作物、農耕地の被害状況調査及び応急対策に関する事。 2 家畜の応急対策、応急救護及び防疫に関する事。 3 農業団体等との連絡調整に関する事。
		森林整備班 (森林整備課長)	森林、山崩れ等の被害状況の調査及び応急対策に関する事。
	市場経営室 (市場経営室長)	経営管理班 (経営管理課長)	1 市場の活動の調整及び連絡に関する事。 2 市場の庶務に関する事。 3 市場の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被害状況のとりまとめに関する事。 4 市場流通機構の応急対策に関する事。 5 生鮮食料品の市民への供給措置及びその指導に関する事。 6 場内各業者との情報収集伝達等に関する事。
		計画班 (計画課長)	
		農業委員会事務局班 (農業委員会事務局長)	部内各班への応援に関する事。
都市建設部 (都市建設部長) 庁舎建設部長は、部長を補佐する。	都市建設総室 (都市建設総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関する事。
		住宅班 (住宅課長)	市営住宅団地の被害状況調査並びに応急対策に関する事。
	計画指導室 (計画指導室長)	都市計画班 (都市計画課長)	1 都市計画事業実施中の道路橋梁等の被害状況調査に関する事。 2 区画整理区域内の応急対策に関する事。 3 被災宅地危険度判定に関する事。

	都市整備班 (都市整備課長)	1 道路、橋梁等の被害状況調査に関する事。 2 道路、橋梁等の応急修理に関する事。 3 警戒区域の状況の防災対策班への伝達に関する事。
	建築指導班 (建築指導課長)	1 災害時の建築指導に関する事。 2 被災者に対する建築相談に関する事。 3 建築基準法(昭和25年法律第201号)の施行に関する報告に基づき「災害時の報告」をするための調査に関する事。 4 住宅金融支援機構の災害住宅貸付に伴う特別な建築確認審査業務に関する事。 5 非常災害時における仮設建設物に対する制限の緩和をする区域(建築基準法第85条)を指定する業務に関する事。 6 被災建築物応急危険度判定に関する事。
	甲府駅周辺土地区画整理班 (甲府駅周辺土地区画整理課長)	部内各班への応援に関する事。
	担当課長班 (都市計画調整担当課長)	
都市基盤整備室 (都市基盤整備室長)	公園緑地班 (公園緑地課長)	公園、動物園等施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。
	道路河川班 (道路河川課長)	1 水防活動の総括及び応急対策の計画推進に関する事。 2 河川の被害状況の収集、伝達及び報告に関する事。 3 災害時に必要な機械器具、車両及び材料等の調達並びに保管に関する事。 4 災害時の堆積土砂の搬出等の整理に関する事。 5 障害物の除去に関する事。

		施設維持班 (施設維持課長)	の調整並びに各施設の連絡、統計及び報告に関すること。 4 下水道管きよの復旧工事に関すること。 5 下水道施設の災害に伴う応急工事に関すること。 6 工事指定店の動員体制の配備に関すること。			学事班 (学事課長) 甲府商業高等学校事務局班 (甲府商業高等学校事務長) 甲府商科専門学校事務局班 (甲府商科専門学校事務長) 教育施設班 (教育施設課長)	学校教育班への応援に関すること。		
		みず管理室 (みず管理室長)	みず保全班 (みず保全課長) 浄水管理班 (浄水管理課長) 浄化センター班 (浄化センター課長)	1 水源の確保に関すること。 2 収・導・浄水施設の応急復旧に関すること。 3 水質の検査及び保持に関すること。 4 処理施設の被害状況調査、応急措置及び修繕に関すること。		生涯教育振興室 (生涯教育振興室長)	文化振興班 (文化振興課長) スポーツ振興班 (スポーツ振興課長) 生涯学習班 (生涯学習課長) 図書館班 (図書館長)	文化財の被害状況の調査及び保全措置に関すること。 スポーツ施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 部内各班への応援に関すること。	
教育部 (教育部長)	教育総室 (教育総室長)	総務班 (総務課長)	1 市災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 3 部内の庶務に関すること。 4 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関すること。			消防部 (甲府地区広域行政事務組合消防長) 広域行政事務組合事務局長は、部長を補佐する。	総務班 (総務課長) 警防班 (警防課長) 消防班 (所轄署長) 企画班 (企画課長) 人事班 (人事課長) 予防班 (予防課長) 指令班 (指令課長)	甲府地区広域行政事務組合消防計画による。	甲府市消防団は、消防部に属する。
		学校教育班 (学校教育課長)	1 児童、生徒の避難及び応急教育指導に関すること。 (1) 災害発生時における指導に関すること。 ア 登校、下校に関すること。 イ 緊急避難に関すること。 ウ 臨時休校に関すること。 (2) 災害発生直後における指導に関すること。 ア 臨時休校に関すること。 イ 各学校の災害状況、被災児童生徒の実態調査に関すること。 ウ 授業再開までの諸調査に関すること。 2 教科書、教材文房具等の交付に関すること。 3 保健衛生に関すること。 4 学校給食に関すること。						

備考 室長は室を統括し、部長を補佐する。

別表第2 災害時の配備基準の表第二配備の項中「東海地震観測情報」を「東海地震に関連する調査情報（臨時）」に改める。

別表第2（別紙その1）及び別表第2（別紙その2）を次のように改める。
（別紙その1）

部等	室等	部長が指名する職員の課等
危機管理対策部		防災対策課
市民生活部	市民生活総室・中道支所	総務課・振興課・住民課・上九一色出張所
都市建設部	都市建設総室・計画指導室・都市基盤整備室	総務課・建築指導課・道路河川課
上下水道部	全室	
産業部		農業振興課・森林整備課
消防部		各署

（別紙その2）

部等	室等	部長が指名する職員の課等
企画部（地域政策調整監を含む。）	企画総室	総務課・政策課
危機管理対策部	危機管理対策室	全課（危機管理担当課長を含む。）
総務部	総務総室・人事管理室・契約管財室	総務課・人事課・契約課・管財課・情報推進課
	市長室	全課
市民生活部	全室・中道支所	総務課・市民対話課・振興課・住民課・上九一色出張所
福祉部	全室	全課
環境部		総務課
産業部（市場改革調整監を含む。）	全室	総務課・農業振興課・森林整備課・農業委員会事務局
都市建設部（庁舎建設部長を含む。）	全室	全課
	庁舎建設総室	
市立病院（事務局）部	病院事務総室	総務課
教育部	全室	全課（学校事務局、図書館を含む。）
上下水道部	全室	全課
消防部	甲府地区広域行政事務組合消防計画による。	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市地震災害警戒本部

甲府市地震災害警戒本部規程1号

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年8月31日

甲府市地震災害警戒本部長
甲府市長 宮島雅展

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市地震災害警戒本部活動規程（昭和54年11月地震災害警戒本部規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、会計管理者、監査委員事務局長」を削る。

別表第1を次のように改める。

名称			分掌事務	摘要
部(部長)	室等(室長等)	班(班長)		
危機管理対策部 (危機管理対策監)	危機管理対策室 (危機管理対策室長)	防災対策班 (防災対策課長)	1 警戒本部の設置、運営及び庶務に関すること。 2 本部員会議に関すること。 3 県警戒本部からの受信に関すること。 4 地震情報の収集及び伝達に関すること。 5 避難状況等の情報収集に関すること。 6 防災信号発令に関すること。 7 防災行政無線の運用統制に関すること。 8 地域連絡所との連絡調整に関すること。	初動体制職員の分掌事務等は、本部長が別に定める。
		危機管理班 (危機管理課長)	1 本部員への連絡招集に関すること。 2 職員の非常招集及び解散の決定に関すること。	
		担当課長班 (危機管理担当課長)	3 自衛隊その他関係機関への応援判断及び初動依頼に関すること。 4 連絡室長会議に関すること。 5 防災対策班への応援に関すること。	

企画部 (企画部長) 地域政策調整監及び議会事務局長は、部長を補佐する。	企画総室 (企画総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 各部との連絡に関すること。
		政策班 (政策課長)	1 各部の活動の調整に関すること。 2 発災後に備えての応急対策の計画及び推進に関すること。
	企画財政室 (企画財政室長)	財政班 (財政課長)	1 本部活動費の経理に関すること。 2 発災に備えての備蓄類の予算措置に関すること。
		行政改革推進班 (行政改革推進課長)	部内各班への応援に関すること。
	地域政策室 (地域政策室長)	南北地域振興班 (南北地域振興課長)	部内各班への応援に関すること。
		中心市街地振興班 (中心市街地振興課長)	
議会事務総室 (議会事務総室長)	議会総務班 (総務課長)	1 市議会議員との連絡に関すること。 2 部内各班への応援に関すること。	
	議事調査班 (議事調査課長)		
総務部 (総務部長)	総務総室 (総務総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への情報伝達及び応急対策の指示に関すること。 4 自衛隊その他関係機関との連絡に関すること。 5 避難状況等県知事への報告並びに県本部との連絡に関すること。
		法制班 (法制課長)	部内各班への応援に関すること。

人事管理室 (人事管理室長)	人事班 (人事課長)	1 職員の服務に関すること。 2 部内各班への応援に関すること。
	研修厚生班 (研修厚生課長)	部内各班への応援に関すること。
契約管財室 (契約管財室長)	契約班 (契約課長)	発災に備えての資機材、生活必需品、医薬品及び燃料等の調達に関すること。
	管財班 (管財課長)	1 資機材等の緊急輸送に関すること。 2 庁用自動車の配車及び民間自動車の借上げに関すること。 3 庁内自衛消防隊による庁内人員の避難誘導等に関すること。
	情報推進班 (情報推進課長)	1 情報システム・ネットワークの稼働確認及び復旧対応に関すること。 2 部内各班への応援に関すること。
指導検査室 (指導検査室長)	指導検査班 (指導検査担当課長)	部内各班への応援に関すること。
市長室 (市長室長)	秘書班 (秘書課長)	1 本部長等の視察に関すること。 2 国及び県関係者の応接に関すること。 3 市議会との連絡に関すること。 4 その他渉外に関すること。
	広報班 (広報課長)	1 地震予知情報の住民への伝達に関すること。 2 交通規制、避難等の応急対策の広報に関すること。 3 同報無線による情報伝達に関すること。 4 報道機関との情報伝達収集に関すること。 5 その他情報の広報活動に関すること。
	担当課長班 (市民の声担当課長) (シティプロ	秘書班への応援に関すること。

		モーション担当課長)	
市民生活部 (市民生活部長)	市民生活総室 (市民生活総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への情報伝達及び応急対策の指示に関する事。
		市民班 (市民課長)	1 避難所及び避難地の設置、管理及び運営に関する事。 2 避難者の収容及び対策に関する事。 3 住民の避難状況の本部への報告に関する事。
		国民健康保険班 (国民健康保険課長)	市民班への応援に関する事。
	市民協働室 (市民協働室長)	消費生活センター班 (消費生活センター課長)	1 交通安全の確保と指導に関する事。 2 交通関係機関との連絡調整に関する事。
		市民対話班 (市民対話課長)	1 各自主防災組織と自治会事務局への連絡調整に関する事。 2 住民の相談業務に関する事。 3 災害ボランティアに関する事。
		人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課長)	総務班への応援に関する事。
中道支所 (中道支所長)	中道振興班 (振興課長)	1 支所内自衛消防隊による支所内人員の避難誘導等に関する事。 2 避難所及び避難地の設置、管理及び運営に関する事。 3 避難者の収容及び対策に関する事。 4 住民の避難状況の本部への報告に関する事。	
	中道住民班 (住民課長)		
	上九一色出張所班 (上九一色出	1 出張所内自衛消防隊による支所内人員の避難誘導等に関する事。 2 避難所及び避難地の設置、管理	

		張所長)	及び運営に関する事。 3 避難者の収容及び対策に関する事。 4 住民の避難状況の本部への報告に関する事。
選挙管理委員会事務局 (選挙管理委員会事務局長)	選挙管理委員会事務局班 (選挙管理委員会事務局長)	選挙管理委員会事務局班 (選挙管理委員会事務局長)	部内各班への応援に関する事。
	監査委員事務局 (監査委員事務局長)	監査委員事務局班 (監査委員事務局長)	
	税務部 (税務部長)	税務総室 (税務総室長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。
		市民税班 (市民税課長)	市民生活部市民班への応援(避難所開設等)に関する事。
		資産税班 (資産税課長)	
	収納管理室 (収納管理室長)	収納班 (収納課長)	市民生活部市民班への応援(避難所開設等)に関する事。
		滞納整理班 (滞納整理課長)	
福祉部 (福祉部長)	福祉総室 (福祉総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への情報伝達及び応急対策の指示に関する事。 4 社会福祉施設への情報伝達及び応急計画の指導に関する事。
		健康衛生班 (健康衛生課長)	1 公私医療機関への情報伝達及び応急計画の指導に関する事。 2 応急医療体制の準備に関する事。
		担当課長班 (医療福祉調	総務班への応援に関する事。

		整担当課長)	
子ども家庭支援室 (子ども家庭支援室長)	生活福祉班 (生活福祉課長)	部内各班への応援に関する事	部内各班への応援に関する事
	児童育成班 (児童育成課長)		
	児童保育班 (児童保育課長)		
高齢者・障害者支援室 (高齢者・障害者支援室長)	高齢者福祉班 (高齢者福祉課長)	災害時重点的要援護者等の事前避難等に関する事	災害時重点的要援護者等の事前避難等に関する事
	介護保険班 (介護保険課長)		
	障害福祉班 (障害福祉課長)		
会計室 (会計室長)	会計班 (会計室長)		部内各班への応援に関する事
環境部 (環境部長) 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合事務局長は、部長を補佐する。	環境総室 (環境総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への情報伝達及び応急対策の指示に関する事。
		環境保全班 (環境保全課長)	部内各班への応援に関する事。
	担当課長班 (地球温暖化対策担当課長)		
廃棄物対策室 (廃棄物対策室長)	収集班 (収集課長)		1 ゴミ、がれき等の収集及び運搬に関する事。 2 仮設トイレ等のし尿の収集及び運搬に関する事。 3 防疫のための消毒指導及び実施に関する事。
	処理班		部内各班への応援に関する事。

		(処理課長)	
		減量班 (減量課長)	
産業部 (産業部長) 市場改革調整監は、部長を補佐する。	産業総室 (産業総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への情報伝達及び応急対策の指示に関する事。
		労政班 (労政課長)	観光班への応援に関する事。
産業振興推進室 (産業振興推進室長)	農工商振興班 (農工商振興課長)	観光班 (観光課長)	1 商工業者、一般住民への金融対策に関する事。 2 商工業者への情報伝達及び応急計画の指導に関する事。
		産業プロジェクト推進班 (産業プロジェクト推進課長)	観光客等滞留旅客者の保護に関する事。 部内各班への応援に関する事。
		農林振興班 (農林振興課長)	1 農業団体等の施設、設備への応急対策に関する事。 2 農業団体等との連絡調整に関する事。
農林振興室 (農林振興室長)	森林整備班 (森林整備課長)	森林整備班 (森林整備課長)	1 林道の点検及び応急対策に関する事。 2 森林、山崩れ等の危険防止措置等の応急対策の指導に関する事。
		市場経営班 (市場経営課長)	1 市場の活動の調整及び連絡に関する事。 2 市場の庶務に関する事。 3 市場等への情報伝達及び応急対策の指示に関する事。
市場経営室 (市場経営室長)	計画班 (計画課長)	計画班 (計画課長)	4 市場流通機構の応急対策に関する事。 5 生鮮食料品の市民への対応の指導に関する事。 6 場内各業者との情報収集伝達等に関する事。
		農業委員会事務局班	部内各班への応援に関する事。

都市建設部 (都市建設部長) 庁舎建設部長は、部長を補佐する。	都市建設総室 (都市建設総室長)	(農業委員会事務局長)	
		総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関する事。
	計画指導室 (計画指導室長)	住宅班 (住宅課長)	市営住宅団地の被害状況調査並びに応急対策に関する事。
		都市計画班 (都市計画課長)	1 発災後の応急対策の計画推進に関する事。 2 都市計画施設管理の応急対策に関する事。 3 区画整理区域内の応急対策に関する事。 4 組合施行の土地区画整理事業の応急対策に関する事。 5 都市計画街路の保全確保に関する事。 6 被災宅地危険度判定に関する事。
	都市整備班 (都市整備課長)	1 交通規制への協力及び交通安全に関する事。 2 緊急物資輸送路及び避難路の確保に関する事。 3 市が管理する道路、橋梁等の危険箇所点検と応急対策に関する事。	
	建築指導班 (建築指導課長)	1 建築相談に関する事。 2 被災建築物応急危険度判定に関する事。	
	甲府駅周辺土地区画整理班 (甲府駅周辺土地区画整理課長)	部内各班への応援に関する事。	
	担当課長班 (都市計画調整担当課長)		
都市基盤整備室	公園緑地班 (公園緑地課)	1 動物園に対する応急計画に関する事。	

病院部 (病院長の指名する副院長) 他の副院長及び事務局長は、部長を補佐する。	(都市基盤整備室長)	長)	2 都市公園の安全確保に関する事。
		道路河川班 (道路河川課長)	1 水防活動の総括及び応急対策の計画推進に関する事。 2 発災後の応急対策のための資材輸送及び確保に関する事。 3 復旧資材の点検整備及び車両の確保に関する事。 4 災害に備えての水門の閉鎖等の措置に関する事。 5 河川水路等の点検に関する事。
	庁舎建設室 (庁舎建設総室長)	建築営繕班 (建築営繕課長)	1 緊急収容施設及び応急仮設住宅の建築準備に関する事。 2 応急修理資材の調達及び配給準備に関する事。 3 市有財産及び造営物の応急対策に関する事。
		地籍調査班 (地籍調査課長)	部内各班への応援に関する事。
	病院事務総室 (病院事務総室長)	庁舎建設総務班 (庁舎建設総務課長)	部内各班への応援に関する事。
		庁舎建設建設班 (庁舎建設建設課長)	
	総務班 (総務課長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への情報伝達及び応急対策の指示に関する事。 4 職員の動員に関する事。
		医事班 (医事課長)	
診療班 (診療部長)		1 外来入院患者に対する応急対策の実施に関する事。 2 医薬品その他衛生資材の確保に関する事。 3 移動医療に関する事。 4 その他医療全般に関する事。	
診療支援班 (診療支援部長)			
	放射線班	診療班及び診療支援班への応援に関する事。	

		(放射線部長)	すること。
		薬剤班 (薬剤部長)	
		看護班 (看護部長)	
		総合相談班 (総合相談室長)	医事班への応援に関すること。
		地域医療連携班 (地域医療連携室長)	診療班への応援に関すること。
上下水道部 (業務部長) 工務部長は、部長を補佐する。	業務総室 (業務総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への情報伝達及び応急対策の指示に関すること。 4 職員の動員に関すること。
		経営企画班 (経営企画課長)	5 緊急貯水等に関する住民への宣伝活動に関すること。 6 応急用資材、車両等の整備点検及び緊急調達に関すること。 7 避難場所及び一時収容施設の緊急給水設備等の点検調整に関すること。 8 他市町村との相互応援給水等に関すること。
		工事検査班 (工事検査課長)	
	営業管理室 (営業管理室長)	営業班 (営業課長)	1 応急給水活動の確認及び準備に関すること。
		収納班 (収納課長)	2 緊急貯水等に関する住民への宣伝活動に関すること。
給排水班 (給排水課長)			
工務総室 (工務総室長)	管理計画班 (管理計画課長)	総務班への応援に関すること。	
技術管理室 (技術管理室長)	工務班 (工務課長)	1 各配水系統別の配水調整及び相互連絡調整に関すること。 2 発災に備え、被害調査計画の確認に関すること。	

		施設維持班 (施設維持課長)	3 発災後の応急復旧体制の確認整備に関すること。 4 工事指定店の動員体制の確認に関すること。 5 下水道復旧体制の確保に関すること。
	みず管理室 (みず管理室長)	みず保全班 (みず保全課長)	1 水源(補助水源等を含む。)の確保に関すること。
		浄水管理班 (浄水管理課長)	2 収・導・浄水施設の応急復旧体制の確認及び整備に関すること。 3 薬品の点検、確保及び水質検査の準備に関すること。
		浄化センター班 (浄化センター課長)	4 処理施設の被害状況調査、応急措置及び修繕に関すること。
教育部 (教育部長)	教育総室 (教育総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への情報伝達及び応急対策の指示に関すること。 4 職員の動員に関すること。
		学校教育班 (学校教育課長)	1 児童生徒の安全確保に関すること。 (1) 警戒宣言発令時の登下校、緊急避難の措置に関すること。 (2) 避難状況の把握に関すること。 2 学校の応急計画の実施に関すること。
		学事班 (学事課長)	学校教育班への応援に関すること。
		甲府商業高等学校事務局班 (甲府商業高等学校事務局長)	
		甲府商科専門学校事務局班 (甲府商科専門学校事務局長)	

	長)		
	教育施設班 (教育施設課長)		
生涯教育 振興室 (生涯教育 振興室長)	文化振興班 (文化振興課長)	文化財の保全措置に関すること。	
	スポーツ振興班 (スポーツ振興課長)	スポーツ施設の安全管理に関すること。	
	生涯学習班 (生涯学習課長)	部内各班への応援に関すること。	
	図書館班 (図書館長)		
消防部 (甲府地区 広域行政 事務組合 消防長) 広域行政 事務組合 事務局長 は、部長 を補佐す る。	総務班 (総務課長)	甲府地区広域行政事務組合消防計画による。	甲府市消防団は、消防部に属する。
	警防班 (警防課長)		
	消防班 (所轄署長)		
	企画班 (企画課長)		
	人事班 (人事課長)		
	予防班 (予防課長)		
	指令班 (指令課長)		

備考 室長は室を統括し、部長を補佐する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

任免辞令

(市長事務部局)

佐 田 鮎 美

技術職員に採用する
助産師を命ずる
市立甲府病院看護部技師を命ずる

今 村 由 美

技術職員に採用する
看護師を命ずる
市立甲府病院看護部技師を命ずる

以 上 発 令 日 平成23年 8月 1日

市立甲府病院 看護部 技師 小 林 恵
退職を承認する

以 上 発 令 日 平成23年 8月10日

税務部 税務総室 市民税課 主幹 志 田 正 巳
死亡により退職とする

以 上 発 令 日 平成23年 8月22日

市立甲府病院 看護部 技師 初 鹿 彩 香
退職を承認する

以 上 発 令 日 平成23年 8月31日